

現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名: R7阿土 橘港 阿南・橘 浚渫工事

工 程

1 他工事等との調整 (対象 有)

- ¹ 本工事で発生した浚渫土の受入先である津田地区の野積み場は、埋立工事又はその他関係機関との協議・調整後使用可能となる。

2 施工の制限(対象 無)

3 作業時間帯(対象 無)

4 工事履行報告書(対象 有)

監督員が工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う必要があるため、設計図書に基づき工事履行報告書を作成するものとする。

5 その他(対象 無)

用 地 関 係

1 ブロック製作ヤード(対象 無)

2 仮置ブロック(対象 無)

支 障 物 件

本工事は海上工事であるため、支障物件の確認を省略する。

1 支障物件の事前調査(対象 無)

2 支障物件の撤去(対象 無)

3 立木の置き場所(対象 無)

4 その他(対象 無)

公 害 対 策

1 事業損失防止対策(対象 有)

水質汚濁防止対策として、浚渫箇所において、水質汚濁防止柵を設置することとしており、供用日数は18日を見込んでいる。

上記の事項について、関係機関との協議及び現場条件等により必要と認められる場合は、設計変更の対象とできることとする。

2 濁水処理(対象 無)

3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)

4 六価クロム溶出試験(対象 有)

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種については六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(配合設計段階)

工種名	工法名	検体数
埋立工	浚渫土砂改良	3

現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名: R7阿土 橘港 阿南・橘 浚渫工事

合計		3

安全対策

- 1 交通安全施設等(対象 無)
- 2 交通誘導警備員(対象 無)
- 3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 無)
- 4 建設用防護管(対象 無)

建設副産物

- 1 建設発生土の利用(対象 無)
- 2 建設発生土の搬出(対象 有)

本工事の建設発生土については、次に掲げる工事等に搬出することを見込んでいる。なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

工事名等	
箇所又は住所	徳島市津田海岸町地先
運搬距離	26.9km
作業時間帯	

- 3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)
- 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)
- 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)
- 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)
- 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)
- 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)
- 11 根株等の利用(対象 無)
- 12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工事用道路

- 1 工事用道路等の補修(対象 無)

仮設備

現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名: R7阿土 橘港 阿南・橘 浚渫工事

- 1 床掘(対象 無)
- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)
- 3 仮設防護柵工(対象 無)
- 4 仮締切り(土留)(対象 無)
- 5 鋼矢板二重締切(対象 無)
- 6 水替施設(対象 無)
- 7 異常出水の処置(対象 無)

そ の 他

- 1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお、発注図面については次のとおりである。

CAD製図基準に準拠していない。

- 2 標準断面図板設置の省略(対象 無)
- 3 しゅん工標設置の省略(対象 有)

本工事は、しゅん工標の設置を省略する。

- 4 施工計画書(対象 有)

受注者は、徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-5の規定に基づき、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事及び低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事)においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

- 5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

- 6 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ① 橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ② 現場条件が特殊である工事
- ③ 施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④ その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名: R7阿土 橘港 阿南・橘 浚渫工事

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

7 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)

8 セメント・モルタル吹付(対象 無)

9 水抜孔(対象 無)

10 種子吹付(対象 無)

11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)

13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)

14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

16 新技術の活用について(対象 無)

17 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)

18 橋梁修繕工事(伸縮装置取替)(対象 無)

19 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7220049/>

20 本工事における特記事項

1 安全対策

・本工事の安全監視船については、橘港におけるグラブ浚渫工、潜水探査、起工測量及び検査で延べ58隻(作業日当たり2隻、2名船員)、津田地区における揚土工で延べ8隻(作業日当たり1隻、2名船員)を見込んでいる。

・なお、関係機関との協議、起工測量の結果など現場条件に変更が生じた場合は別途協議するものとする。

・また、作業完了後には、「安全監視船勤務実績表」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し他)とともに提出すること。

2 回航、えい航

・本工事の回航、えい航については、下記のとおり片道分を見込んでいる。

・また、本工事の作業完了後に他工事での作業を行わず、基地港に帰港した事実を書面かつ写真をもって証明できる場合に限り、復路分も設計変更の対象とする。

作業内容	船種	規格	在港	距離	備考
グラブ浚渫	グラブ浚渫船	鋼D 5.0m3	神戸港	57漙	片道
土運船運搬	土運船	鋼650m3積	神戸港	57漙	片道
クレーン付台船揚土	クレーン付台船	80t吊	徳島港	1漙	片道

3 海上保安部への工事許可申請

・工事着手に先立ち、港則法に基づく工事の作業許可申請書を徳島海上保安部に提出し、許可を受けなければならない。また、当該許可の写しを監督員に提出すること。海上作業は許可日以降に行うこと。